

ふるさとの川整備事業

—美しい川のあるまちは、人と自然にふれあうまち—

「ふるさとの川整備事業」は、河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的として、昭和62年より「ふるさとの川モデル事業」として始まり、既に全国各地で地域の代表となる川として“まちづくり”とともに整備が行われ、大いに利用されています。

国土交通省では、さらに多くの地域でまちづくりと一体となった川づくりを推進するため、「ふるさとの川整備事業」としての指定を以下のように募集します。

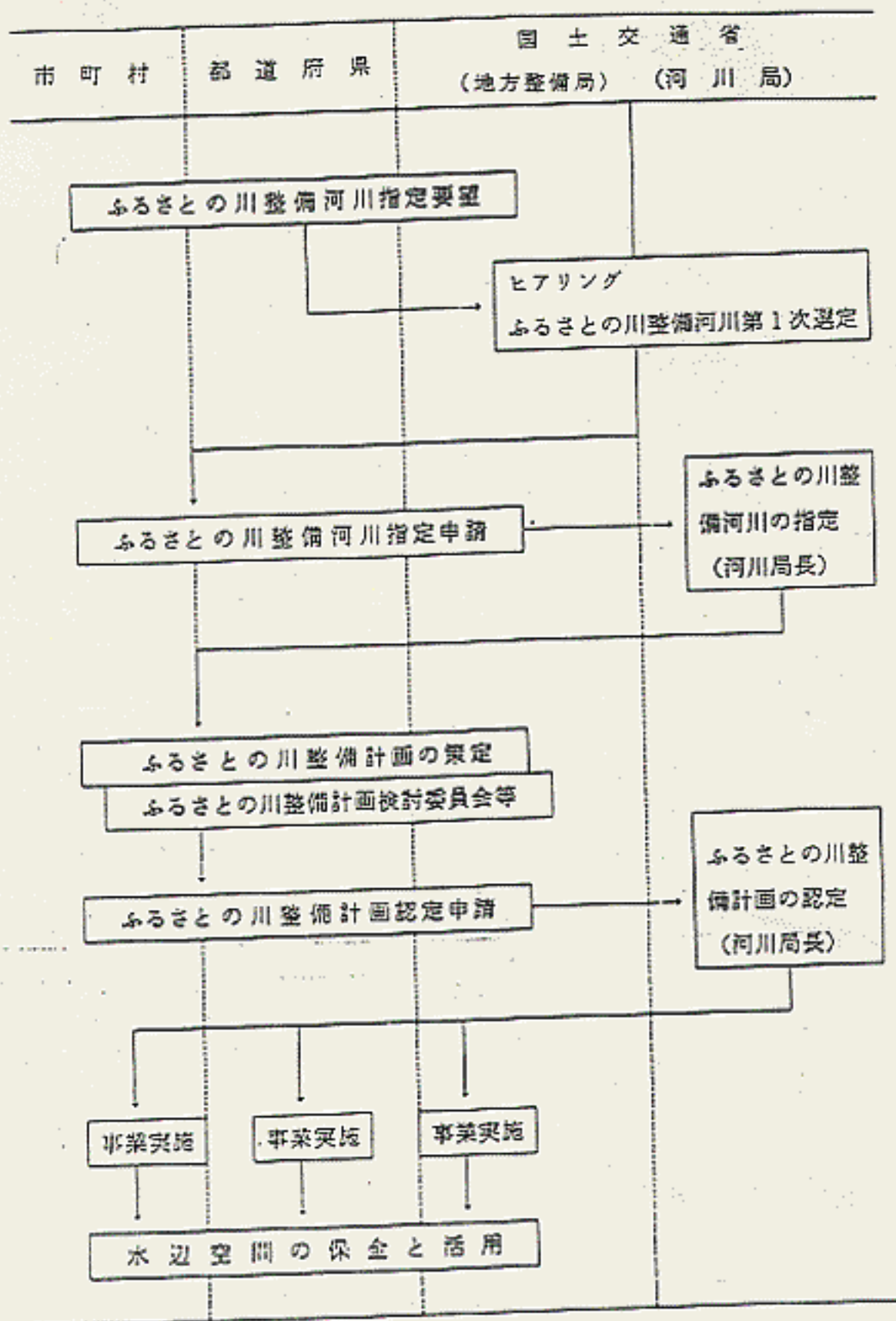
《「ふるさとの川整備事業」の対象河川》

- ①それぞれの市町村にとって「まちの顔」として誇ることのできる川
- ②周辺の自然的・歴史的・社会的環境の中で良好な水辺空間整備が求められている河川
- ③市町村が水辺空間整備と一体になったまちづくりについて創意と工夫を凝らし、あるいは計画している河川
- ④良好な水辺空間の整備・保全・活用について市町村と地域住民が熱意を燃やし、活発に諸活動を展開している河川
- ⑤河川改修事業や周辺の地域整備事業等の進捗状況等から、早急に水辺空間の整備計画を策定する必要がある河川
- ⑥事業実施予定区域が、河川改修事業等の区間に含まれていること（一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の場合）

《「ふるさとの川整備事業」の概要》

- ①ふるさとの川整備計画は、市町村をはじめ創意あふれる知恵と意見を広く求め、ともに計画づくりが行われます。
- ②市町村等が行う区画整理や公園整備等のまちづくりと一体となった川づくりを行います。
- ③良好な水辺空間の形成を、治水対策の一環として河川改修事業の中で実施します。
- ④整備計画が認定されると、重点的な整備により概ね5ヶ年で事業の完了を目指します。
- ⑤創出された水辺空間を活用したさまざまな催しやイベント、及び水辺空間の保全の主役は、市町村と地元です。

◇「ふるさとの川整備事業」実施手順



ふるさとの川整備事例

創出された水辺空間の活用、
保全の主役は市町村と地元です。

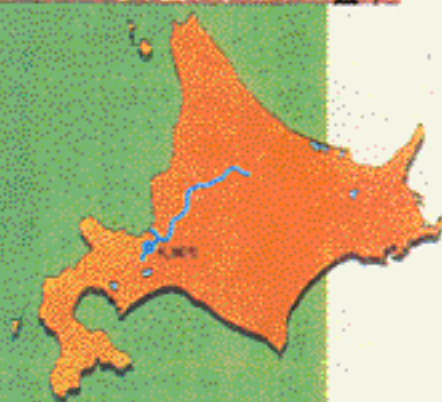


昭和63年6月認定 **安春川** (北海道札幌市)

まちの顔としての水辺の整備



平成3年7月認定 **馬込川** (静岡県浜松市)



歴史と伝統の保全と継承



平成元年6月認定 **津和野川** (鳥取県津和野町)

豊かな自然の保全と創出



平成元年6月認定 **天降川** (鹿児島県国分市)

